

法学部の情報処理教育と法学教育との架橋

村田 治彦

Bridging the gap between Information Processing Education and Legal Education in the
Faculty of Law

Haruhiko MURATA

目次

はじめに

第1章 本学法学部教育の変遷

第1節 法学専門教育の改革期

第2節 コース制改編と社会領域別の就職支援への転換

第3節 コンピュータを活用した教育

第4節 小括

第2章 法律家の思考パターンとしての IRAC

第3章 本学法学部所属の専門科目担当教員として考えたこと

第1節 本学の法学部生から学んだこと

第2節 塾の指導から考えたこと

第3節 法律学以外の教養科目の知見

第4節 小括

第4章 情報処理教育と法学教育との連携の必要性

第1節 情報リテラシー教育の内容とその問題点

第2節 Moodle との出会い

第3節 LMS としての Moodle のレッスンモジュールと Google フォーム

第4節 小括

おわりに

はじめに

筆者が本大学に赴任して、30年近くになり¹、法学部所属の専門教員として取り組み、学生と接せる中で法学教育についていろいろ考えてきた。また、2019年度からは一般教育科目の情報処理論も担当している。

大学が大衆化したと雖も、法律を身に付け、社会に貢献したいと思う学生は存在する。他方、それなりの勉学意欲を持っていても、何をどう勉強すればよいか分からず、途中から脱

落して行く者を多く見てきた。

ところが、学生の気質も変わり、通常の講義や演習の正規の時間だけでは対応が難しいが、地方の私立大学は、成果を出していかなければならない²。しかも、現在はコロナ禍の逆風の中、対面での講義が難しく、法学部ではノートパソコンの必携化に再度舵を切り、法学教育について改めて考え直す岐路に立っている。

そこで、まず、法学部教育の取り組みを整理した上で（第1章）、筆者が地方の私立大学に属し、何を考え、どう取り組んできたのかを整理する（第2章）。次に、学生にリーガル・マインドを身に付けてもらうために、第2章の法学教育で得たことと情報処理との連携を模索する中で、従来の法学教育と認知心理学や教育心理学の融合の必要性（第3章）を知った。更に、文部科学省がアクティブ・ラーニングを推し進め³、インターネット環境を活用して、学生が法学の基礎を自学習し、更に法の見方・考え方の基礎を身に付け、応用能力の獲得へつなげる必要性⁴から、Moodleのレッスンモジュールの活用の試みと、その後、Googleフォームにて同様シナリオ型教材の構築ができるようになった（第4章）ので、本学における情報処理教育と法学教育との棲み分けと連携のあり方について明らかにした。

以上から、今後の本学の情報処理教育と法学教育とをどう整備していくかとともに、これまで学生指導の中で考えてきたことを文字にして、今後、法律系の資格試験や公務員試験を目指す学生諸君にノウハウを示し、成果につなげることができるようするために本稿を執筆する。

第1章 本学法学部教育の変遷

本章は、本学法学部が、正規の課内・課外でどのように法学教育しようとしてきたかを整理した上で、学生を支援するノウハウを検討する契機とする。

第1節 法学専門教育の改革期

18歳人口の減少が予想され、1991年度7月の大学設置基準等の改正による大綱化が打ち出される中、1993年4月に筆者は赴任した。本学は、1987年に南九州で初の法学部法律学科を置く社会科学系の大学として開学し、建学の精神である「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」により法的知識や法理論の修得のみならず、隣接諸科学の学習によりリーガル・マインドを培うため⁵、通常の座学のレクチャー方式の講義と少人数教育を謳った演習を行い、課外で公務員志望者に就職講座を設けていた。

その後、1995年には、大学設置の認可を受けてから最初の卒業生を送り出し、設置計画履行状況調査を終えて、大学設置基準の大綱化似合わせて、教養的専門科目の再編、基礎演習の改革、専門科目の充実、学習意欲を欠く学生への「イエローカード」制の警告の導入、所属コースに応じた「履修モデル」の提示を打ち出した⁶。ただ、法律系資格等を目指す者を支援する対策はなく、それら試験の合格者は自助努力によって乗り切っていた⁷。

第2節 コース制改編による就職支援への転換

2001年のカリキュラム改正により、法学検定試験対策講座、進路研究演習を設定し、就職講座に代わる課外講座として全学的なW Schoolを開講した⁸。

そして、2004年のLaw Schoolの設置の動向を横目で追いながら、2006年から六法の基本的な科目を十分に学習できるようなカリキュラムに絞り込み、「行政システムコース」、「法律実践コース」、「スポーツ法学コース」の3コースを設定し、法学部に在籍する学生はノートパソコンを必携とし、法情報学を新規に設け、「法学検定試験対策I・II」、「法律専門職対策I・II」を制定し⁹、課外でSun18°塾という学内塾のリーガル・マイスター養成塾（以下、LM養成塾）や宅建塾を開講した¹⁰。

本学の情報処理教育は、情報処理基礎を選択科目として、基本的なパソコンの操作、E-mailの活用、インターネットの利用、Microsoft WordとExcel、情報処理応用はPowerPointを中心にWordとExcelとの連携を内容としてきた。

第3節 コンピュータを活用した教育

筆者は、2019年度から一般教育科目に位置付けられている情報処理基礎、翌年度からは情報処理応用も担当することになった¹¹。筆者の情報処理応用では、Microsoft Officeの操作に留まらず、法律情報の収集、整理、活用の技法を盛り込むことを条件に担当するという要望が聴き入れられ、そのような内容で実施している。

ところが、コロナウイルスの猛威により風向きが徐々に変わった。まず、対面での講義実施が困難になり、Zoomでネット配信して講義を実施せざるを得なくなった¹²。感染の一時的な減少に伴い、対面を原則とするも、受講生が希望を出せば、Zoomでの参加を可能とする、ハイブリットになった。

そんな中、2020年度秋に学長の大村昌弘の鶴の一声もあり、2021年度から法学部では1年生にノートパソコンを必携となった。

第4節 小括

振り返ると、社会の動向から度重なるカリキュラム改革を断行し、大海に浮かぶ小舟のように、荒波に翻弄されてきたのがよく分かる。

第1期はリーガル・マインドを培う教育の旗を掲げ、専門科目の充実を図りつつ、学生の学習意欲を喚起して、学部教育の充実に懸命に努力していた。

ところが、第2期は、経済不況や法学部の不人気もあり、志願者が減り、2004年以降は学生の将来の進路に配慮し、リーガリズムに基づく市民の法的素質養成の教育システム¹³を中心に、リーガル・マインドは課外教育の充実にて行うように方針転換した¹⁴。この方針変更は、現在の大学教育の状況は、学生の学力低下とインセンティブの不在、モチベーションの欠如として現れ¹⁵、長期間にわたった「勉強しない風潮」をわずかに1、2年で改造し、基礎知識もつけ、3、4年次の教育に間に合わせるのは、きわめて困難であり、その後の法科大学院の法科大学院の定員削減・組織再編の政策転換に鑑みても、ある意味やむを得ないものであった¹⁶。

そして、コロナ禍において、上級生が大学に来ることができないため、自習室のパソコンやインターネット環境を使えず、スマートフォン等で苦勞しているが、1年生は、ノートパソコンを持っているので、Wi-Fiで接続できれば、教育を行いやすくなっている。

そこで、次章では、筆者が本学の法学部所属の専門科目担当教員の立場から、法学教育について学び、考えかを明らかにする。

第2章 法律家の思考パターンとしてのIRAC

従来の法学教育は講義で行われ、教員は常にまず原理と原則を説き、それを説明する手段として判例を説明し、独断的に理論とその展開ないし応用を一方的に説明し、学生の立場は徹頭徹尾受動的であった。

学生は、多くの演繹な知識を得ることができるが、具体的な事件に直面した場合に自分の知っている知識のうちどれを使えば、問題が解決されるのか、掴むのが困難であった。

そこで、批判的・創造的な思考力を育てるためには、具体的な事例を示し、その問題を解決するためのルールを探し、適切なルールを「発見する能力」を育て、適切なルールが見つからない場合であっても、既知のルールから、それを導き出している原理に立ち返り、既知のルールを構成している原則を分析し修正し、従来の解釈方法（拡大、縮小、反対、類推等）をルールの要素を新たに組み替えなおし、問題解決に適した新しいルールを創造し、問題を解決するという要素を読み替える能力が必要である。

そのための手法が、IRACである。すなわち、適切なルールに基づいて、重要な事実と争点を発見（Issue）し、発見された事実と争点に基づいて、定立された最適な規範（Rules, Resources）を見出し、以上の視点の移動を繰り返す、事実に最適な規範を適用（Application）し、一方の当事者にもっとも有利な紛争解決案を創造（tentative Conclusion）し、更に、相手方当事者が反論する最適な規範を創造（Argument, Another tentative Conclusion）し、両方の解決案を対立させ、対論を通じて、より高い次元の最適解決を追求（Argument, Conclusion）するという思考過程である¹⁷。

要するに、一般的な法規範は、ある要件があればある効果を付与する「要件=効果 図式」の形を取る¹⁸ことを前提とした、法律実務家の民事訴訟における法的思考の一部をなす法的三段論法である。

第3章 本学法学部の専門科目担当教員として考えたこと

第1節 本学の法学部生から学んだこと

まず、本学の学生と接してみて、学び方が分かっていないと感じた。すなわち、間に答えるためには、考え、判断する方法を知っていなければならない。しかし、学生は、法律は難しいという意識が先行して、暗記で乗り切ろうとしていた¹⁹。

次に、いわゆる予備校本の存在を知らず、学び方を把握していないので、判例を読むもので、その読み方を伝えると、他にやり方を知らないので、最初は苦勞しながら素直に読んでくるよいところもある²⁰。ところが、慣れてくると、予備校本から論点と論証のパターンをそのまま写してくるという手抜きを覚えるようになる。

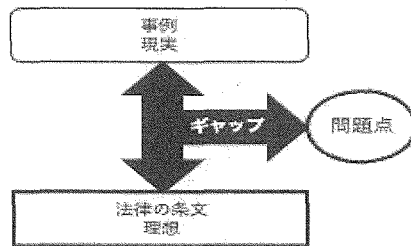


図1 問題点の発見

そこで、論点とは、図のように、現実を表す事例（不変）と理想を導く法律の条文（不変）とのギャップが問題点＝論点となり（図1）、所与のものとして覚える内容ではなく、考えて、導き出さなければならないことを説明しなければならない²¹。

第3に、法律の条文を探す前に、法律関係が把握されていない。条文を知っていれば、解くことができる「やさしい問題²²」は、条文の要件と効果を暗記すれば、解くことができる。けれども、法律の体系的な思考ができていないため、条文を覚えていないとお手上げとなる。

第4に、原理・原則による本質的な思考ができていない。例えば、筆者が専門とする民事訴訟法で見てみる。すなわち、一方で、民事事件である民事紛争を対象とするので、憲法29条1項の財産権の保障、31条の適正手続の保障による自由を原理とし、当事者自治の原則によって、当事者の自己決定をする手続の機会が保障される範囲で、自己責任が問われ、裁判を受ける権利（憲法32条）、裁判の公開（憲法82条1項）、実体法的地位の形式的平等、手続法的地位の実質的平等の理念が妥当する。他方で、裁判所による民事訴訟手続は、判決による公権的な紛争解決を目指す制度であることから、訴訟経済、手続の安定性、手続の明確化・画一的処理、一挙抜本的解決の理念が反映する。そして、条文や制度が、両者の理念をどう調和させて、原理・原則を原則・例外思考によってどのように解釈されるかを判断することが求められる。ところが、どう考えるかという問には、こうした背景があることを把握できていないので、考えの選択ができないのである。

法学部の講義で得る法情報の特性を知った上で、法律を使う（裁判でどうなるかを考える）ことを念頭に情報が整理され、使える状態になるようにアウト・プットを意識して、必要な情報があらかじめイン・プットできていないと感じた²³。

第2節 塾の指導から考えたこと

筆者は大学生のときに司法試験を目指したのもあり、LM養成塾は、法曹養成を目標に立ち上げた²⁴。その指導内容は、試験科目の過去問を題材に問題演習を行っている²⁵。

これまで法律家を数名輩出し²⁶、その後、地方上級公務員試験は専門に法律科目があることから希望者の求めに応じて対応してきた²⁷。

2020年以前は、学生を集め、対面で実施し、問題を解くに当たって、筆者が質問し、参加者に問いに答えてもらうか、あるいは、参加者自らが解説するかして、回答できない、または、上手く説明できない箇所について、筆者が修正するか、補足的に説明をしていた。コロナ禍においては、Zoomにより質疑応答形式で行っている。

1年生対象の入門講座では、受講者は講義で未だ習っていないテーマも取り上げざるを得ないため、筆者の専門分野でなくても、問題を解く前に必要な前提知識をレジュメにまとめ、説明せざるを得ない。そこで、初学者である受講者には、簡単に説明を受け、理解できるようにしなければならず、筆者の専門でない法分野を長々と説明することはできず、簡潔にまとめる必要があった。

ところが、毎年、聴き手は代わるが、パソコンで作成したレジュメをプリントアウトして配布し、話し手の方は、長年やってくると、基本的な内容を繰り返しホワイトボードに板書し、話すことになるので、精神的なストレスを抱えていた²⁸。

第3節 法律学以外の教養科目の知見

塾生から「学んだことを忘れて、不正解だった」とよく相談された。そこで、忘れるとはどういうことが気になり、認知心理学の本に当たってみた²⁹。すると、その中に短期記憶と長期記憶の区別が説かれ、短期記憶では 5 ± 2 にしか記憶できず、長期記憶にしてしまえば、一旦頭に入れたことを引き出すことができることを知った³⁰。

知識を持っていても問題を解くという応用に活かさないのは、知能や能力や意識の問題ではなく、「知識」そのものに問題がある。すなわち、講義を聴き、本を読み、習得する法的「知識」としてのコンテンツと、「知識」をどう伝え、どう理解させ、把握させるか、という教え方の工夫としての教育方法とは切り離せないにもかかわらず、これまでは、教育方法の意識にあまり比重が置かれてこなかったのではないか³¹という仮説の下、そこで、教育心理学における有意味学習の方法を知った³²。

更に、民事裁判の事実認定の構造を分析した研究があるが、図1の第1アングル～第4アングルの訴訟法的観点(左の枠)が第5アングルの論理的思考方法である帰納法と演繹法の発想と第6アングルの認知心理学の有意味化の考え(右の枠)とが融合して、裁判規範としての実体法と訴訟における攻撃防御方法の体系としての要件事実とがつながって、知識相互間が有機的に意味を持って連携していることを把握し、長期記憶として定着される必要があると考えるに至った。

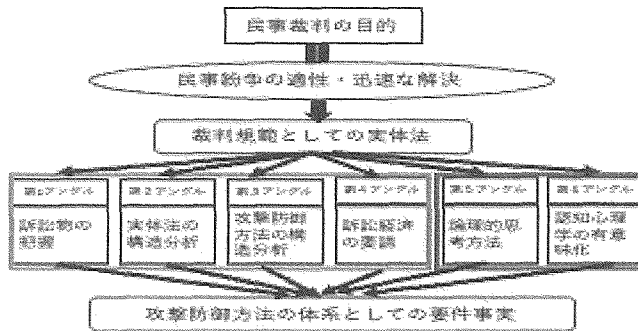


図2 法的論理と隣接諸科学

第4節 小括

結論を導くための思考方法として、帰納法と演繹法とがあるが、法律学を考える場合、両方の方法論の関係性を知り（図3）、両者の考え方の特性に応じた思考方法を使いこなせないといけない³³。

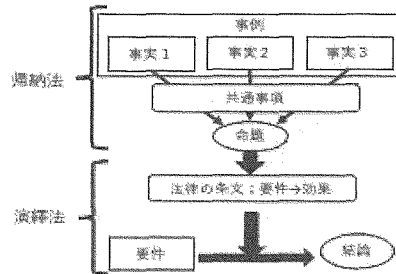


図3 帰納法と演繹法

ところが、これまでの法学教育では、帰納法の考えは強調されていない³⁴。しかし、事例形式の問題の場合、問題は事実の集合体として提示されることから、与えられた事例を図にして、法律関係を視覚化して、把握する必要がある。

そして、一般的には法律の条文の目次に該当する法律の体系から、どういう趣旨に基づいて、どんな条文と関係するかを見ていく必要があるが³⁵、通常は法学入門や当該法律科目で習うはずのことが、徹底されていない。

更に、両当事者間で話し合いが行き詰まった場合、民事裁判に発展すると、実体法が裁判規範として用いられ、手続法を通じて、決せられるが、民法の場合は、要件事実論の知識を基に、原告がどういう請求を立て、被告がどう争うかを整理し、民法学の知識から条文をどう解釈するのかを下に答えを考えることになる。択一式の民法の場合、実際の裁判と異なり、事実関係は所与の存在と固定されるので、両当事者の主張を根拠付ける法規の趣旨とを比較して、判断すれば、解答が出る問題となっている³⁶。

以上のように、学生は、本来は法学部の講義で学ぶ知識を断片的には知っていても、それらが問題解決のためのイン・プットが意識して学習されていないことを痛感した。

第4章 情報処理教育と法学教育との連携の必要性

前章で見たように、法学教育の効果を上げるためには、法学以外の知見をも合わせて初めて達成されることであり、従来の法学部の講義を変える必要性に直面した。

そこで、学生がリーガル・マインドを身に付けるためには、コンピュータを学びながら、情報処理教育との関係をどうつけることができるかが鍵になると考えるに至ったので、本章では両者の連携の必要性を確認する。

第1節 情報リテラシー教育の内容とその問題点

第2章第2節でも触れたように本学の情報処理教育はWord、Excel、PowerPointの基本操作を中心に行ってきた。ただ、担当してみても分かったことは、高校までの環境が異なるのか、各学生間に力量の差が見受けられ、特にタイピングが大きな障害になっている現実である。そして、徐々に慣れてくれば、筆者の画面を見せ、同じような手順でやって、課題ができるようになる、意欲のある学生は意外と早くにやり方をマスターして結果を出すことは体験した。

よって、高校で「情報I」が必修化されても、上記の状況は急には変わらないと思われ、当面は、法学部でも、法学教育の前に情報リテラシーを身に付けて、社会に出ていく体制を整えておく必要はあると考える。

第2節 Moodle との出会い

振り返ってみれば、Moodle との出会いは画期的であった。前章の第2節において、塾で学生に伝達する情報をもっと効率よく提供できないかと悩んでいた時期と重なる。

2006年度7月1日に実施された私立大学情報教育協会の全国大学IT活用教育報告研究発表会において、LMSとしてMoodleの存在を知った³⁷。そして、同年8月に実施された私立大学情報教育協会の授業情報技術講習会のe-ラーニング実践コースでは、LMSとしてMoodleの基本的な操作法、実際のコース設計、コンテンツの掲載などの実習を体験した。その後、本学でも、2007年度からMoodleが導入されるようになった³⁸。

従来の紙媒体やWeb上の問題解説は、問題に対する学習内容の解説というリニア型であった³⁹。これでは、前章で見たように、第2アングルの実体法の体系化による構造分析、第3アングルの攻撃防御方法の構造分析の説明はなく、帰納法、要件事実論や証明責任の考えは大学の一般的な講義では説明されていない⁴⁰ため、学生は、問題演習に当たって、解く手がかりとなる法的知識を暗記していれば、正解することができるが、そうでなければ、自分で法律家と同様の思考方法により考えて、正解に至ることができないのである。すなわち、問題に対する学習内容と論理的に意味づける情報を関連付けて学ぶ意味化が行われてこなかったため、短期記憶として暗記せざるを得ず、長期記憶として使えなかった。

この点、学習者の新情報の処理の成否は「わかる」か「わからない」の決め手になるが、既存の知識との照合・対応づけ、変換、推論などによって自分なりに必然性をつける精緻化の必要があるにもかかわらず、そうした学習が行われてこなかった⁴¹。これらを補ってや

れば、問題解決ができるはずが、そのためには、論理的有意義性の知識の提供は、コンピュータを介して学習させるのが適しており、特に Moodle のレッスン・モジュールを使えば、効果的なので、次節では、その方法について明らかにしたい。

第3節 LMSとしての Moodle のレッスン・モジュールと Google フォーム

通常の学部講義の参加者に向けた教育は、市民法的常識=感覚の基盤をつくとともに、社会法的常識=感覚を身に付けることに力点を置かねばならず、リーガル・マインドの養成には、課外の塾の指導において、カバーせざるを得ないのが実情である。そこで、塾の中でコンピュータをどう活用したかを整理してみる。

ここでは、目的の情報までユーザーを導くために、情報をどのように整理し、組み合わせ、ラベリングすればよいかという手法である情報アーキテクチャの視点が必要となる⁴²。そうすると、情報が組織化され、自分たちの意図する方向へユーザーをたどり着かせることが可能になる。

HTML は文書を構造化してウェブの基本的な機能であるハイパーリンクを記述するための標準的なフォーマットである。HTML の構造の中に写真、映像、音などの非テキストのコンテンツが参照的に埋め込まれることはあるものの、HTML の文法によって記述されたウェブは基本的にテキストの空間である。ハイパーリンクが設定されたテキストに導かれ、リンクをクリックして参照をたどりながら、ウェブ空間内の文書へ次々にアクセスする。よって、Web サイトは情報のかたまりが組織化され、構造化されたものである。

(1) 小テスト・モジュールの限界

当初は、簡単に操作し、学習教材を作成できる小テスト・モジュールを試してみた。しかし、前章の第4節で触れたように、問題の提示→選択肢の選択→正誤と解説というリニア型の平面の知識では、リーガル・マインドの養成はできない。すなわち、二次元の平面の知識の意味を把握した上で、Web 型のハイパーリンクを理解した上で、機能的な観点から立体構造的な知識として思考に使えるように頭に入れておかなければならない⁴³。

(2) Moodle のレッスンモジュールによる改善

Moodle は、学習管理のオペレーティングシステムなので、各モジュールが予定する機能に応じたプログラムを手順通りに操作すれば、コンテンツが完成する。すなわち、情報を構造化できる。

モジュールの一つのレッスンは、学生に表示される基本的なレッスンページには、問題ページとコンテンツページの2種類の HTML ページを学生に提示し、知識があれば、問題ページ、知識がなければ、コンテンツページで学んだ上で、問題ページに進むように、選択させるができる。つまり、実際に問題を解くに当たって、複数の分岐の中から枝を選択する過程で、必要な関連知識や技能を学べる教材⁴⁴であり、理論的な知識の応用や、実際の問題に対する学生の対応力を測定できる特徴があるため、その判断や行動を試す教材としては効果的である。効果的に利用するためには、教師側がレッスンで何をしたいのかという明確な考えを事前に理解しておく必要がある。